

公的研究費の適正な運営および管理、不正を防止するための不正防止計画を以下のとおり策定するものとする。また、優先的に取り組むべき事項を中心に統括責任者が策定、モニタリングの結果やリスクが顕著化した場合の状況等を活用して定期的に見直しを行い、都度、最高管理責任者へ報告する。

項目	不正発生の要因	不正防止計画
第1節 機関内の責任体系の明確化	1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	責任体系が不明瞭で、組織としてのガバナンスが機能していない 最高管理責任者のリーダーシップの下、本学関係規程に定める責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。 不正防止委員会により、研究不正防止に関する啓発活動を実施する。
	2 監事に求められる役割の明確化	監事に求められる役割が不明確 監事は、不正防止に関する内部統制と整備・運用状況について機関全体の観点から確認した事項、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、毎年度、理事長に意見書を提出し、担当理事会等でも意見の報告を行う。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	公的研究費の適正執行への意識の欠如 教員、公的研究費に関わる職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、さらなる理解度の向上を目指す。 また、啓発活動の定期実施（3～4カ月に一度）を検討する。
	2 ルールの明確化・統一化	公的研究費の使用ルールが十分理解されていない 規程等の定期的な見直しを行い必要に応じた改正を行う。あわせて、大学ウェブサイトやコンプライアンス教育において構成員に周知する。
	3 職務権限の明確化	職務権限が不明確 規程等において職務権限を明確に分けているが、公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について必要に応じて見直しを行い、実態に即した職務権限の明確化及び決裁手続を行う。
	4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	通報窓口を設置しているが十分機能していない。また、不正発生時の調査及び処分等への理解が不十分 大学ウェブサイトに通報窓口を設置済みであり、関係規程も公表済みであるが、コンプライアンス教育等において改めて周知する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	不正防止計画推進部署の周知と不正防止計画に関する啓発活動の不足	不正防止計画推進部署である不正防止委員会の設置および不正防止計画について関係教職員等に周知する。
	2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正発生要因を把握したうえでの不正防止計画が未策定	不正防止委員会が内部監査室、関係部署等と連携し、不正発生要因についての情報の共有に務め、不正発生要因に対応した実効性のある不正防止計画の策定を行う。また、不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動		研究費の適正な執行について、管理・チェック体制が不十分	予算執行状況の把握、業者の適切な管理、適正な物品・役務の発注及び検収、特殊な役務の検収、換金性の高い物品の管理、研究者の出張等の把握を行う。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は適切な期間保存し適正に管理する。
第5節 情報発信・共有化の推進		公的研究費のルール、相談窓口に関する情報の周知が不十分	大学ウェブサイトに相談窓口を設置済みであり、関係規程も公表されていることを周知する。
第6節 モニタリングの在り方		実効性のあるモニタリング体制の未整備	専門的な知識を有する者（公認会計士等）を活用することで、恒常的・組織的抑制機能のある監査について検討する。 また、相談窓口等に寄せられる不正に関する通報内容が、監事、内部監査室に報告され、報告事項について適切な対応が取られているか、不正が発生する環境を放置していないかを確認する。